

令和7年度 福井県介護サービス施設・事業者 集団指導

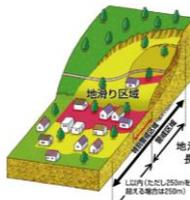
避難訓練の実施について

令和8年3月12日

福井県 土木部 砂防防災課

避難確保計画について ~災害の種別と想定される災害リスク~

- 避難確保計画は、大雨による**浸水**や**土砂災害**が発生するおそれがあるとき、施設利用者の**円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な事項を定める計画です。
- 避難確保計画を作成するうえで重要なことは、施設が有する**自然災害のリスク**を適切に把握することです。洪水や土砂災害など複数の種別の災害リスクが想定される場合には、**それぞれの災害リスクについて整理して記載**する必要があります。

| 災害の種別 (発生要因) | 特徴等 | 想定される災害リスク | 法令 | | |
|-----------------------|--|--|--|---|---|
| 洪水 (大雨) | <ul style="list-style-type: none"> 台風や前線によって大雨が降った場合、その水は川に集まり、川を流れる水の量が急激に増大します。このような現象を洪水といいます。 一般には川から水があふれ、氾濫(はんらん)することを洪水と呼びます。 | <ul style="list-style-type: none"> 最大浸水深 浸水継続時間 家屋倒壊等氾濫想定区域 | 水防法 | | |
| 雨水出水 (大雨) | <ul style="list-style-type: none"> 短時間の強雨などが原因で下水道やポンプによる排水が追いつかず、用水路や下水道が氾濫して、住宅や道路が水につかる災害を雨水出水といいます。 | <ul style="list-style-type: none"> 最大浸水深 浸水継続時間 | | | |
| 高潮 (台風、低気圧) | <ul style="list-style-type: none"> 高潮は、台風や発達した低気圧などに伴い、気圧が下がり海面が吸い上げられ、強風により海水が海岸に吹き寄せられることで、海面が異常に上昇する現象です。海水が海岸堤防等を越えると一気に浸水します。 | <ul style="list-style-type: none"> 最大浸水深 浸水継続時間 | 津波法 | | |
| 津波 (地震等) | <ul style="list-style-type: none"> 大規模な地震等により震源に近い海底に地殻変動が発生し、それによって生じる海水面の盛り上がりや落ち込みにより巨大な波が発生する現象です。 沿岸部に壊滅的な被害をもたらすほか、津波が遡上することで内陸部でも被害を生じる場合があります。 | <ul style="list-style-type: none"> 最大浸水深や基準水位 津波到達時間 | | | |
| 土砂災害 (大雨) | <ul style="list-style-type: none"> がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)、土石流、地すべり等を発生原因として国民の生命又は身体に被害を及ぼすことがあります。 | | <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 | | |
| | がけ崩れ (急傾斜地の崩壊) | <ul style="list-style-type: none"> 傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象 | |  | |
| | 土石流 | <ul style="list-style-type: none"> 山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が一体となって流下する自然現象 | | |  |
| | 地すべり | <ul style="list-style-type: none"> 土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象 | | | |

避難確保の重要性 [平成28年8月台風第10号における小本川の氾濫被害]

2

- グループホーム楽ん楽ん(岩手県岩泉町)では、近くを流れる小本川の氾濫により土砂が流入し、入居者9名全員が亡くなる人的被害が発生しました。
- 被災した施設職員は、避難準備情報(現在:**高齢者等避難**)が発令されたことを知っていましたが、避難に時間がかかる**高齢者が避難を始めるタイミングとは認識していませんでした**。
- 入居者の避難を怠ったことに対して、遺族から**1億1,1145万円の損害賠償**を求める訴訟。



要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等

- 福井県における避難確保計画の作成率は、約**95.9%**[令和7年9月末時点]
 - ・ 対象要配慮者利用施設数[洪水] 1,692施設、避難確保計画作成済施設数 1,622施設
- 福井県における令和6年度の避難訓練の実施率は、約**41.5%**[令和7年3月末時点]
 - ・ 対象要配慮者利用施設数[洪水] 1,634施設、避難訓練実施数 678施設

【水防法第15条の3 第1項、第5項及び第7項】

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、以下の義務等を負う

- ・ **避難確保計画の作成（義務）**
- ・ **訓練の実施（義務）**
- ・ 自衛水防組織の設置（努力義務）

施設に避難確保計画の作成および避難訓練の実施等を義務付け

【水防法第15条の3 第2項、第5項及び第8項】

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、以下の義務等を負う

- ・ **避難確保計画の市町村への報告（義務）**
- ・ **訓練結果の市町村への報告（義務）**
- ・ 自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告（義務）

施設に避難確保計画および**訓練実施結果**等の**報告**を義務付け

【水防法第15条の3 第3項、第4項及び第6項】

市長村長は、以下の行為ができる

- ・ 計画が未作成の場合、施設の所有者または管理者に対する必要な指示
- ・ **指示に従わなかったときは、その旨の公表**
- ・ 計画の作成や訓練の結果の報告を受けたときは、必要な助言又は勧告

市町は施設に対して計画作成の指示、未作成施設の**公表**等ができる

避難確保の重要性 [令和元年台風第19号における成功事例]

- 特別養護老人ホーム川越キングスガーデン(埼玉県川越市)では、平成10年の水害経験を踏まえ、**避難確保計画**を作成し、**毎年、避難訓練を実施**していました。
- 令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画や避難訓練で得たノウハウを活かして迅速に近傍の建物の2階へ避難行動をとり、**利用者や職員が無事に避難**できました。

川越キングスガーデンの対応

12日 10時頃 重篤患者の移動、避難の準備開始
職員24人待機、水位・雨量情報収集

13日 2時頃 避難開始、川越市に避難開始の報告

氾濫

越辺川の破堤

13日 4時頃 避難完了、川越市へ報告

13日 夕方 警察等により、近傍の避難所へ全員避難



スロープ・階段によりC棟(2階)へ避難



C棟

【特別養護老人ホーム
川越キングスガーデン】
利用者100人

A棟
到達水位

B棟



- 利用者を避難先に移動させる訓練としては、立退き避難訓練と屋内安全確保訓練があります。
- 立退き避難訓練は、施設外の避難先に利用者を移動させる訓練です。
- 屋内安全確保訓練は、施設の上階などに利用者を移動させる訓練です。
- 訓練は、職員のみならず、避難支援協力者の参加も得て行うようにしましょう。



■ 屋内安全確保訓練

上階への移動



■ 立退き避難訓練

移動車両への運搬



避難先までの移動



避難訓練の種類 [図上訓練、情報収集・情報伝達訓練、避難経路等の確認訓練]

- **図上訓練**は、避難先までの立退き避難訓練や屋内安全確保訓練の主務レーションを行う訓練です。情報収集・情報伝達訓練を合わせて行う場合があります。
- **情報収集・情報伝達訓練**は、避難に必要な防災気象情報や避難情報を収集し、その情報を職員や避難支援協力者等に電鉄訓練です。
- **避難経路等の確認訓練**は、現地を実際に見て、避難先や避難経路の安全性等について確認する訓練です。

■ 図上訓練

- ・ 地図等を活用したイメージ訓練



■ 情報収集・情報伝達訓練

- ・ 日頃からの気象情報等の確認
- ・ 施設内での情報伝達訓練



■ 避難経路等の確認訓練

- ・ 避難先までの移動時間の確認
- ・ 大雨時における安全性の確認



- **設備・装備品・備蓄品・持ち出し品等の確認訓練**は、避難に必要な設備や装備品の点検や備蓄品の在庫確認、避難先への持ち出し品を準備する訓練です。

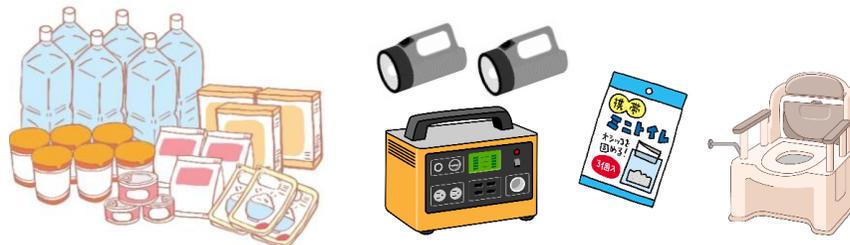
■ 設備・装備品・備蓄品・持ち出し品等の確認訓練

- ・ 利用者の避難に必要なものを確保
- ・ 避難先にて必要なものを確保
- ・ 移動しやすい場所にあるかの確認



【参考】屋内安全確保で避難するときの注意点

- 施設内に数日間過ごせる量の食糧や水、薬を備蓄しておきましょう。
- 停電、断水、ガスの供給停止に備え、施設内に数日間過ごすための懐中電灯、非常用電源、携帯用トイレ等を備蓄しておきましょう。



【参考】避難支援に必要な設備や機材等

- エレベーターの活用に加え、非常用電源の設置やエレベーターの代替えとなるスロープの設置、階段昇降機の設置、車椅子等を支援者が持ち上げることも想定した階段幅の確保しましょう。
- 避難及び避難先における支援に必要な装備品や備蓄品を適切に確保しておきましょう。



※電力を必要としないものや蓄電池により稼働するもの



※車椅子や担架等を支援者が持ち上げることを想定した階段幅



非常用発電機



スロープ

要配慮者利用施設の避難訓練の実施・報告を支援

- 要配慮者利用施設における避難確保計画作成状況は、概ね100%となっている一方で、避難訓練の実施率が低い状況
- 今年度、福井地方気象台と福井河川国道事務所、県では、洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保のため、講習会等の開催により、市町とともに要配慮者利用施設の避難訓練の実施を支援（4市町 93施設 133名参加）

■ 要配慮者利用施設の避難訓練に係る講習会

- ① 避難訓練の必要性について（開催市町）
 - ・ 市町職員から避難確保計画の作成、避難訓練の実施・報告が水防法等で義務つけられたこと等を説明
- ② 防災気象情報について（福井地方気象台）
 - ・ 住民がとるべき行動を理解しやすくなるよう、警報や注意報等の名称等が変更となることを説明
 - ・ 気象台が提供する情報の見方などを説明
- ③ 避難行動計画作成、意見交換（参加施設職員、国・県・市町）
 - ・ 各施設の参加者が持参した避難確保計画をもとに、災害時の対応を時系列に整理するタイムライン(事前防災行動計画)を作成するなどワークショップを開催

| 開催市町 | 開催日 | 開催場所 | 参加施設数 | 参加人数 |
|------|--------------|-----------------|-------|------|
| 大野市 | 令和7年6月13日(金) | 大野市文化会館 | 27 | 36 |
| 越前市 | 令和7年6月30日(月) | 越前市アイシンスポーツアリーナ | 39 | 61 |
| 坂井市 | 令和7年7月28日(月) | 坂井市役所 | 25 | 33 |
| 美浜町 | 令和7年7月23日(水) | 美浜町役場 | 2 | 3 |



- 要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材や要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの**成果事例集**などがありますので、ご活用ください。
- 詳細は、国土交通省のWEBサイトをご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

■ eラーニング教材

- ・ ナレーション付き動画(約21分)

要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニングテキスト

要配慮者利用施設における避難確保に関する研修資料

～利用者の命、救えますか～

令和4年3月
国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課・砂防計画課

目次

1. 要配慮者利用施設における避難確保の重要性
 2. 災害の種類
 3. 災害リスクの把握
 4. 避難先の選定における留意点
 5. 避難開始のタイミングの考え方
 6. 防災気象情報や避難情報の収集
 7. 施設における防災体制の例
 8. 総括指揮者の役割の例
 9. 情報連絡班の役割の例
 10. 避難誘導班の役割の例
 11. 装備品等準備班の役割の例
 12. 避難訓練の種類
 13. 避難訓練における留意点
 14. タイムラインの作成と活用
- 理解度チェック

本教材について

目的
大雨による浸水や土砂災害等が発生するおそれがあるとき、高齢者施設等の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、具体事例を通して適切な判断力・避難行動力を養うことを目的とする。

主な対象者
施設の関係者等

進め方
自分のペースで自習し、理解度をチェックしてください。自習に要する時間は30分から1時間程度です。
※この教材で学習する前に皆さんが従事している施設の避難確保計画に目を通しておくことより学習効果が高まります。

災害リスクの把握

【ハザードマップの活用】

- 災害リスクは、ハザードマップで確認しましょう。
- ハザードマップは、市町村が配付しています。市町村のウェブサイトでも確認できます。
- 国土交通省のハザードマップポータルサイトから「わがまちハザードマップ」や「かさねるハザードマップ」でも確認できます。



避難先の選定における留意点

【災害の種類に応じた避難先の選定】

○ 避難先は、災害の種類に応じた場所を選定しましょう。次のページに選定フローを示しますので確認してください。

| | 洪水 | 雨水出水 |
|------|-------------|-------------|
| 想定区域 | 家屋倒壊等氾濫想定区域 | 浸水のおそれがある区域 |
| 浸水区域 | 土砂災害特別警戒区域 | 浸水のおそれがある区域 |

このオレンジ色の災害は、家屋倒壊・流失(家ごと流される)の危険があります！

■ 成功事例集

要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室
令和5年7月

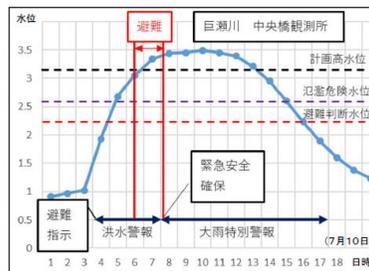
グループホームメディカル藤田・藤田東館の事例

- グループホームメディカル藤田・藤田東館は、平成28年台風第10号により若手職員の高齢者施設において多数の利用者が亡くなり、厚生労働省および岡山市から利用者の安全確保と非常災害時の体制整備の強化・徹底について通知を受け、同年10月に既存の防災計画の対象に次者を追加し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 平成30年7月豪雨においては、防災計画に従って、利用者27名全員と職員が浸水母体の高層施設に避難。

田主丸(ためしまる)中央病院の事例

【福岡県久留米市】

- 令和5年7月10日の大雨により、福岡県久留米市にある田主丸中央病院では、明け方から病院内に水が流れ込み、1階部分が30cm程浸水したが、1階入居者約50人を2階に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設ではハザードマップを通して、河川氾濫など水害の危険性を認識していた。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど災害に対する備えの意識が高かった。



エレベーターにて患者約50人を2階へ避難。全員避難させた後、停電によりエレベーターが停止。

病院側のコメント
早期に垂直避難の開始に踏み切れたのは、普段からの訓練と雨雲レーダーなどからの迅速な状況判断によるところが大きい。

浸水によりエレベーターが止まった後は、今回の避難は完遂できなかっただろう。